



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次（*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 規則

*175 和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則 (会計課)..... 1

○ 告示

902 令和2年和歌山県告示第1555号（指定代理納付者の指定）の一部改正 (税務課)..... 2

903 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請 (環境管理課)..... 2

904 生活保護法による指定医療機関の廃止 (福祉保健総務課)..... 4

905 生活保護法による医療機関の指定 (")..... 4

906 " (")..... 5

907 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)..... 5

908 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課)..... 5

909 " (")..... 6

910 大規模小売店舗立地法による田辺市から聴取した意見の概要 (")..... 6

911 大規模小売店舗立地法による紀の川市から聴取した意見の概要 (")..... 7

912 大規模小売店舗立地法による岩出市から聴取した意見の概要 (")..... 7

913 " (")..... 8

914 県営土地改良事業計画の決定 (農業農村整備課)..... 8

915 保安林予定森林 (森林整備課)..... 9

916 保安林の指定施業要件変更予定 (")..... 9

917 道路の区域変更 (道路保全課)..... 9

918 道路の供用開始 (")..... 10

919 道路の区域変更 (")..... 10

920 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 11

○ 監査公表

監査公表第20号 11

監査公表第21号 11

○ 諸報

和歌山県収用委員会公示送達 (収用委員会)..... 21

規 則

和歌山県規則第175号

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年9月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則（平成7年和歌山県規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
海草郡	紀美野町		
有田郡	略	有田郡	略
略	略	略	略

附 則

この規則は、令和3年9月13日から施行する。

告 示

和歌山県告示第902号

令和2年和歌山県告示第1555号（指定代理納付者の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年9月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1項中「ベリトランス株式会社」を「株式会社DGフィナンシャルテクノロジー」に改める。

和歌山県告示第903号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

令和3年9月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名
住所 東京都品川区大井1-35-3
氏名又は名称 ルートインジャパン株式会社 代表取締役 永山泰樹
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
所在地 和歌山県海南市名高字井引51-23外
名称 ホテルルートイン海南駅前
- (3) 特定施設に関する事項
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
別表2のとおり
- (5) 排出水の汚染状態及び量
別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
令和3年9月3日から同月24日まで
- (2) 場所
和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び海南市くらし部環境課
別表1

種類	基数	能力	使用開始予定年月日	1日当たりの使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態									
					区分	汚水等の量(m ³ /日)	pH	BOD(mg/L)	COD(mg/L)	SS(mg/L)	T-N(mg/L)	T-P(mg/L)	n-Hex(mg/L)	大腸菌群数(個/cm ³)
第66号の3イ	1	495食/日	R5.3.1	6時間	通常	4.8	5.8-8.6	300	220	340	100	2	30	5,000
					最大	6	5.8-8.6	300	220	340	100	2	30	5,000
第66号の3ロ	9	84L/回	R5.3.1	9時間	通常	0.2	5.8-8.6	140	160	250	50	2	10	5,000
					最大	0.25	5.8-8.6	140	160	250	50	2	10	5,000
第66号の3ハ男内風呂	1	8m ³	R5.3.1	16時間	通常	6.4	5.8-8.6	175	140	230	45	5	5	5,000
					最大	8	5.8-8.6	175	140	230	45	5	5	5,000
第66号の3ハ女内風呂	1	5m ³	R5.3.1	16時間	通常	4	5.8-8.6	175	140	230	45	5	5	5,000
					最大	5	5.8-8.6	175	140	230	45	5	5	5,000
第66号の3ハU B1216	176	310L	R5.3.1	19時間	通常	0.2	5.8-8.6	175	140	230	45	5	5	5,000
					最大	0.25	5.8-8.6	175	140	230	45	5	5	5,000
第66号の3ハU B1418	70	354L	R5.3.1	19時間	通常	0.2	5.8-8.6	175	140	230	45	5	5	5,000
					最大	0.25	5.8-8.6	175	140	230	45	5	5	5,000
第66号の3ハU B1722	3	361L	R5.3.1	19時間	通常	0.24	5.8-8.6	175	140	230	45	5	5	5,000
					最大	0.3	5.8-8.6	175	140	230	45	5	5	5,000

別表2

種類及び形式	構造	主要寸法(m)	能力(m ³ /日)	汚水等の処理方式	設置年月日又は使用開始予定年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態										
						区分	汚水等の量(m ³ /日)	pH	BOD(mg/L)	COD(mg/L)	SS(mg/L)	T-N(mg/L)	T-P(mg/L)	n-Hex(mg/L)	大腸菌群数(個/cm ³)	
合併処理浄化槽	RC製	W6.8 × L22.18 × H4.75	99	接触ばっ気方式 + 三次処理	R5.3.1	通常	処理前	79.2	5.8-8.6	200	150	250	50	5	50	200,000
							処理後	79.2	5.8-8.6	20	30	50	35	3.5	30	3,000
						最大	処理前	99	5.8-8.6	200	150	250	50	5	50	200,000
							処理後	99	5.8-8.6	20	30	50	35	3.5	30	3,000

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態									
	区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)
No. 1排水口	通常	79.2	5.8-8.6	20	30	50	35	3.5	30	3,000
	最大	99	5.8-8.6	20	30	50	35	3.5	30	3,000
No. 2, No. 3排水口	通常	雨水	-	-	-	-	-	-	-	-
	最大	雨水	-	-	-	-	-	-	-	-

和歌山県告示第904号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

令和3年9月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
西歯新 1-26	朝枝歯科医院	西牟婁郡白浜町1335-53	平成 31. 1. 11
日医新 7-26	上平医院	日高郡印南町印南2245-6	平成 31. 2. 23
海南医新 32-26	医療法人辻秀輝整形外科	海南市名高178-1	平成 31. 3. 31
有市薬新 12-26	さくら薬局	有田市宮原町須谷535-1	平成 31. 3. 31
紀医新 6-26	高陽園診療所	紀の川市上田井1020	平成 31. 3. 31

和歌山県告示第905号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年9月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
岩歯新 18-30	Masuda Dental Clinic	岩出市西安上94-1	平成 31. 2. 1
海南医新 53-31	医療法人辻秀輝整形外科	海南市名高178-1	平成 31. 4. 1

有市薬新 24-31	さくら薬局	有田市宮原町須谷535-1	平成 31.4.1
紀医新 59-31	紀の川市国民健康保険直営細野診療所	紀の川市桃山町中畑108-1	平成 31.4.1
紀医新 60-31	高陽園診療所	紀の川市東大井11-3	平成 31.4.1
紀薬新 33-31	薬局紀征	紀の川市打田19-11	平成 31.4.1

和歌山県告示第906号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

令和3年9月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	申請者の名称	主たる事務所の 所 在 地	指定事業所の 名 称	指定事業所の 所 在 地	指 定 年 月 日
田訪新 16-31	株式会社翔栄	田辺市中万呂782番地の28	訪問看護ステーション望夢	田辺市文里一丁目20-19	平成 31.4.1
田訪新 15-31	株式会社クローバー ・ケアメディカル	田辺市高雄二丁目34番17号	訪問看護ステーションいなほ	田辺市高雄二丁目34番17号	平成 31.4.1

和歌山県告示第907号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和3年9月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年 月 日
3011300 021	ケアランドかつらぎ	伊都郡かつらぎ町大藪136-2	居宅介護 重度訪問介護	株式会社和通	和歌山市黒田279-4	令和 3.8.31

和歌山県告示第908号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和3年9月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イズミヤ和歌山店

和歌山県和歌山市新生町7番20号

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和3年和歌山県告示第99号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和3年9月3日から同年10月3日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第909号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和3年9月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ラ・ムー直川店

和歌山県和歌山市直川字船渡田422番3外

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和3年和歌山県告示第158号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和3年9月3日から同年10月3日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第910号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により田辺市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和3年9月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

下万呂ショッピングセンター

和歌山県田辺市下万呂573番地

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和3年和歌山県告示第114号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課（田辺市朝日ヶ丘23-1）

田辺市商工観光部商工振興課（田辺市新屋敷町1番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和3年9月3日から同年10月3日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第911号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により紀の川市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和3年9月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ツルハドラッグ粉河店

和歌山県紀の川市粉河字西鳥居941-1外

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和3年和歌山県告示第392号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）

紀の川市農林商工部商工労働課（紀の川市西大井338番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和3年9月3日から同年10月3日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第912号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により岩出市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和3年9月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロッシュコート I

和歌山県岩出市西野100-2他48筆

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和3年和歌山県告示第361号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）

岩出市事業部産業振興課（岩出市西野209番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和3年9月3日から同年10月3日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第913号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により岩出市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和3年9月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロッシュコートⅡ

和歌山県岩出市西野春面25-1他

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和3年和歌山県告示第362号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）

岩出市事業部産業振興課（岩出市西野209番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和3年9月3日から同年10月3日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第914号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業平谷池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和3年9月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和3年9月6日から同年10月5日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、伊都振興局農林水産振興部農地課及び橋本市建設部農林整備課

和歌山県告示第915号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年9月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡みなべ町西岩代字内馬目谷1903、1903の1、1903の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第916号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年9月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁郡農林水産振興部林務課並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第917号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年9月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊中津線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高川町大字上田原字石佛3番2地先から同町大字三十木字土井谷1番1地先まで	旧	9.80 } 36.50	405.80	
同上	新	12.10 } 41.40	406.40	

和歌山県告示第918号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年9月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊中津線

供用開始の区間 日高郡日高川町大字上田原字石佛3番2地先から同町大字三十木字土井谷1番1地先まで

供用開始の期日 令和3年9月3日

和歌山県告示第919号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和3年9月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 すさみ古座線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
西牟婁郡すさみ町周参見字上戸川北側5162番1地先から同町周参見字市原358番地先まで	旧	3.45 } 31.77	1,747.36	
同上	新	3.45 } 31.77	1,747.36	
同上	新	11.73 } 59.09	1,496.20	

和歌山県告示第920号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
令和3年9月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3566	紀の川市打田字楽池1105番の一部	和歌山市東蔵前丁25番地 株式会社ASAホーム 代表取締役 朝野桂司	令和 3. 8. 12	4. 00 } 6. 62	92. 40

監 査 公 表

和歌山県監査公表第20号

平成16年3月29日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

令和3年9月3日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 富 安 民 浩
和歌山県監査委員 玉 木 久 登

1 包括外部監査の特定事件

和歌山県県土整備部港湾空港振興局における港湾整備、港湾改良事業に係る一般会計及び県営港湾施設管理特別会計の執行状況、管理状況に関する事項

2 包括外部監査の結果に基づく措置

監査の結果（指摘・意見）	措置の内容
第3章 監査の結果と意見 1. 財務事務の状況 (1) 歳入 ⑦収入未済の状況 1) 監査の結果 a) 回収不能債権に対する対応 以下の額は、野積場使用料を滞納し荷物を放置していたため民事裁判を提訴、全面勝訴し、強制執行を行った相手先への債権であり、回収可能性は非常に低い。（以下の額 略） 債権管理事務の効率化の観点から、今後の回収が見込めない債権については、不納欠損処理する必要がある。	債権を継続的に調査確認してきたが、令和元年11月6日及び令和2年1月29日に消滅時効が完成し、債務者が消滅時効を援用したので、債権整理審査会へ諮り、令和2年2月26日（令和元年消滅時効分）及び令和2年8月28日（令和2年消滅時効分）に不納欠損処理を行った。

和歌山県監査公表第21号

令和3年5月21日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

令和3年9月3日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 富 安 民 浩
和歌山県監査委員 玉 木 久 登

- 1 包括外部監査の特定事件
 県営住宅に関する財務事務の執行について
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置

監査の結果（指摘・意見）	措置の内容
<p>第4 監査の結果及び意見（各論）</p> <p>【1】 県営住宅全般</p> <p>1. 監査の結果及び意見（全体に共通する監査の結果及び意見）</p> <p>(1) 公社での決裁権限</p> <p>【指摘① P36】</p> <p>公社において、県との協定に基づく管理代行業務に関する決裁（専決）は事務局長となっており、実際には事務局長ではなく住宅管理課長の決裁でとどまっていた。これは、平成30年4月1日に「和歌山県住宅供給公社処務規程」が改正された際、住宅管理課長の専決事項から事務局長の専決事項となったにもかかわらず、担当者が改正された事実を失念しており、改正前の専決である住宅管理課長の決裁のままとしていたことによる。</p> <p>なお、現行の処務規程では、すべて事務局長決裁となっているところではあるが、管理代行業務の分量は相当量になることを鑑みて、改めて業務の性質や分量を勘案した上で、適正な決裁区分を検討し、その区分に基づいて決裁すべきである。</p> <p>(2) 県営住宅の修繕計画について</p> <p>【意見① P36】</p> <p>県は、上位計画にあたる「和歌山県住生活基本計画」との整合性や社会経済情勢の変化、事業の進捗状況に応じた形で「和歌山県営住宅長寿命化計画」を平成29年11月に改訂している。その中で、今後の計画修繕・改善事業の実施予定として今後10年間での団地ごとの実施計画及びLCC（ライフサイクルコスト）の縮減効果が併せて記載されている。</p> <p>県は、修繕履歴（過去の計画）を表計算ソフト（Excel）、入居者情報を住宅管理システムで管理しており、修繕計画に関しても団地（棟）別・構造別・年度別データを持っているが、それぞれ独立した形でデータが保有されており、データベースとして連携されておらず、修繕計画を体系立てて体系的に立案できる状況にはないと認められる。</p> <p>県では、建築基準法第12条に基づく定期点検やエレベーターの法定点検等の結果を考慮して修繕計画を適宜見直しているものの、県営住宅入居者からの意見・要望を検討して、内容によっては時機を捉えて修繕計画に反映させ、入居者が住みやすい環境を整えるといったことができる仕組みがない。そのため、修繕計画を中長期的な視野に立って体系的に立案することが難しく、併せて修繕されるべきものの時機を逸したり、実施までに時間を要したりすることになりかねない。</p> <p>その中でも、維持修繕の費用が高額となるエレベーターや浄化槽設備、受水槽・高架水槽設備の維持管理、改修・改善計画の立案に活用できるようにデータベース化を進めるべきである。</p>	<p>管理代行は県の権限の代行であることから、原則としては、県の決裁区分に準拠したものとすることが適当であると判断し、令和3年5月に「和歌山県住宅供給公社処務規程」を改正し、住宅管理課長決裁とした。</p> <p>今年度中に、「和歌山県営住宅長寿命化計画」の改定に向けた委託業務において、エレベーターや浄化槽設備、受水槽・高架水槽設備の保守点検の結果を整理し、修繕計画の立案に活用できるようにデータベースの整備、統合を進める。</p>

(3) 業務委託に関する目標設定について

【意見② P37】

県営住宅に関連する事務のうち、県営住宅退去者滞納家賃等回収業務、県営住宅使用料の収納事務など住宅管理事務の一部が業務委託されている。

業務委託を行うにあたっては、委託する業務の仕様を設計した上で、随意契約や一般競争入札等、各種契約方法によって業者を選定し、契約を締結して業者に委託することになるが、委託した業務が有効かつ適切に行われたかどうかを測るための具体的な達成目標等は特に設定されていない。

業務を委託する目的は、所管課ではすべて対応しきれないため、あるいは委託者が持つ専門的な知識や経験を活かすため、など状況によって様々であると考えられる。しかし、VFM (Value For Money、バリュー・フォー・マネー) の観点から、何らかの効果を期待して委託する業務については、委託者が委託費に見合う成果を出しているか、また、今後も委託を継続的に実施すべきなのかといったことを事後的に評価・判断することが求められる。例えば、県営住宅退去者滞納家賃等回収業務については、VFMの観点での事後評価に資するために、一定の目標を設定することが有用であると考えられる。

(4) 効果的な空き住戸の修繕について

【意見③ P37】

県営住宅は、民間住宅市場において自力では最低居住水準の住宅を確保することができない世帯のために供給するものであり、入居者の負担能力に応じた家賃制度が採用され、県に利益が生じることを前提としておらず、逆に県が国とともに財政的負担をなすことを前提に成り立っている。入居者に左右されない固定的な性格である建設費や管理経費を考慮した場合、入居率が高ければ高いほどに県営住宅の政策目的が低コストで実現されることとなる。

監査対象年度である令和元年度から過去5年間の県営住宅の入居率は、以下のとおりである。

(以下のとおり 略)

平成30年度は、川永団地2号棟が完成し、既存入居者はそのまま、かつ、新規に46戸の入居があったことから、一時的に微増しているが、全体的に漸減傾向である。これは、入居者が高齢化し、要介護状態になるなどして施設等入所するために県営住宅を退去することや、人口減少を背景に入居希望者数が自然減となっていることが要因として考えられる。

一方で、令和元年度から過去5年間の退去戸数と修繕戸数の実績をみると以下のとおりとなっており、修繕戸数は退去戸数を下回っている。

(以下のとおり 略)

この修繕戸数と退去戸数との差は再供給に回らない空き住戸となり、県営住宅の政策目的に寄与しないこととなる。これらを再び政策目的に寄与させるようにするためには、入居可能な状態に修繕した上で入居者を募集するほかない。

県営住宅には、最低住居水準の住宅を確保することができない世帯のために安価な家賃で住

退去者滞納家賃等回収業務については、前年度実績を目標として設定している。成功報酬制を取っているため回収しやすい債権から回収していくことから、通常徐々に回収率が低下する傾向にあるが、令和2年度実績は目標値を上回っている。

なお、全国平均回収率も大きく上回っているため、委託する意義は十分あると検証しており、引き続き目標値を事後的に評価・検証することにより滞納家賃等回収業務を適切に管理していく。

その他の県営住宅消防用設備や昇降機等保守点検業務などの委託業務は、契約方法が適正であって、仕様書どおりに履行されていれば委託目的は達成されており、数値目標の設定にはなじまないものとする。

近年に入居募集を行った県営住宅について、団地ごとの応募数及び応募倍率などを分析することにより、募集すれば応募が見込まれたが、修繕されていないために募集できなかった団地がなかったかどうかの確認を行っている。

また、修繕を行い募集したものの応募がなかった団地に関して、その要因の検証を行っている。

引き続き、よりの確に県営住宅の需要状況等の把握・分析を行い、効果的な空き住戸の修繕に資するよう検討を進める。

宅を供給するという目的があり、また、経済状況等を背景とした需要変動があることから、県営住宅への底堅い需要はなくならないと思われる。

令和元年度に新規入居募集を行った県営住宅における応募倍率を見ると以下のとおりとなっており、それを裏付けるものである。（以下のとおり 略）

空き住戸の中には、募集すれば早期に借り手が決まるであろう住戸が一定数あり、修繕がされていないために募集できない状況にある住戸がそれらの中に含まれていることが窺える。

ゆえに、県営住宅の需要状況を的確に把握し、限られた予算で効果的・効率的に修繕を行うためにも、修繕対象の選定に際して、県営住宅の需要状況等の把握・分析を適確に行うことが必要である。

【5】収納事務・債権管理事務

4. 監査の結果及び意見

(1) 敷金管理台帳の適正管理及び敷金残高の定期的な把握について

【意見④ P56】

入居時に入居者から預かる敷金は、手書きの敷金管理台帳にて管理されている。管理状況としては、入居・退去に伴い動きがあれば、その都度、担当者の手書きにより記載・削除が行われている。

この敷金管理台帳には、合計残高欄の記載がなく、また、敷金（受入れ）は時系列に並んでいるため、例えば、月ごとに集計することは可能であるが、還付金（払渡し）は時系列に並ばないため集計ができる様式とはなっていない。したがって、財務会計システムの歳入歳出外現金として記録している敷金残高と敷金管理台帳の一致を直ちに確かめることができない。

財務会計システムでは敷金の増減を月次の金額で把握できるが、個人別の金額の明細については分からないため、敷金管理台帳は個人別の金額を管理するに有用であるが、手書きであることから、記載漏れや記載ミスが生じる可能性がある。

敷金は、入居者から預かった資産であるとともに、退去時の原状回復のための修繕の原資となるものであることから、財務会計システムにおいて定期的に合計残高を把握するとともに、敷金管理台帳で合計残高が確認できないのであれば、敷金管理台帳への記載漏れ、記載ミスがないよう徹底すべきである。

(2) 民法改正に伴って連帯保証人が不要となったことについて

【意見⑤ P56】

令和元年度までは、入居時に必要な書類の中に、「県営住宅の請書」の連帯保証人の欄への記載と連帯保証人の印鑑証明の提出を求めていたが、民法の一部改正（平成29年法律44号）と施行（令和2年4月）に伴い、国土交通省からの通知文「公営住宅への入居に際しての取扱い」

（国住備第503号平成30年3月30日）に従って、県は令和2年4月から連帯保証人を不要とし、「県営住宅の請書」の連帯保証人の欄への記載と連帯保証人の印鑑証明を提出する必要がなくな

毎月、財務会計システムから歳入歳出外現金補助簿（受入・払渡の日付、金額、相手先、残高等を記録しているもの）を各月単位で出力した上で、敷金管理台帳と突合し、記載漏れや記載ミスがないよう金額の確認を行うようにした。

令和元年8月に、令和2年4月1日以降の入居者については、明渡請求の目途を「10か月又は20万円以上の滞納」から「6か月又は15万円以上の滞納」に改めたところであり、今後も入居者に対する家賃支払の督促等を適時に行い、適切な債権回収に取り組む。

った。

連帯保証人を不要とする趣旨は、国からの通知において、「今般の民法改正により個人根保証契約において極度額の設定が必要となったこと、近年身寄りのない単身高齢者等が増加していることなどを踏まえると、今後、公営住宅の入居に際し、保証人を確保することがより一層困難となることが懸念される」ことを踏まえてのこととされている。その代わりに、「県営住宅の請書」へ緊急連絡人の記載を求めること（印鑑証明等の提出は必要）となった。

この緊急連絡人には、連帯保証人と異なり、入居者と連帯して債務を負う責任がない。連帯保証人であれば、入居者が家賃を滞納した場合に連帯保証人へ催促が行われるため、それが抑止力となって家賃支払に関する履行意識を入居者に促す効果、また、やむを得ず入居者が家賃を支払えない場合でも連帯保証人から支払を受けることで、県として徴収不能リスクを抑えられる効果があった。債権滞納者の回収記録を見ると、連帯保証人がいる場合は滞納者へ働きかけるなどして回収の一助となっていることが窺える。また、連帯保証人は主債務者と連帯して返済義務を負う（民法第454条）ことから、主債務者の身代わりとして債権者から法的追及を一手に引き受ける事態も起こり得る。実際、滞納者が支払えず連帯保証人に法的な支払義務が生じて、滞納した家賃を肩代わりしているケースも見られるところである。

しかし、制度が変わり、法的な拘束力が及ばない緊急連絡人では、連帯保証人のような効果は期待し得ないと考えられる。

公営住宅は、住居に困窮されている方へのセーフティネットの役割を担っていることから、入居条件が厳しくなり、必要な方が入居できないことは避けるべきである一方、家賃の滞納金額が膨らみ回収ができなくなると、県の財政を圧迫することになる。

今後の対応として、家賃の滞納状況については従前と同様に適切に管理し、必要な措置をとり、令和2年4月以降の入居者に関しては、国の通知文にも記載されているとおり、滞納額が累積しておよそ支払が困難となる前に、入居者に対する家賃支払の督促等の措置を特に早期に講じるべきである。

(3) 滞納管理台帳について

【意見⑥ P57】

滞納管理台帳を見れば、その時点の滞納状況がどうなっているかは分かるものの、システム上は随時データが更新されることから、過去の年度末での滞納データが保存されるような運用になっていない。

年度末での滞納者別データが閲覧可能となることで、一定時点の滞納者別の新規滞納発生額・回収金額等の状況を把握することができる。また、滞納者別の残高増減を期間比較することは、債権管理上、今後の回収計画等に有用であることから、年度末のデータを抽出保存することにより、年度末での滞納状況について分かるようにすることが望ましい。

令和2年度末時点における滞納者別データを抽出保存した。今後も年度末データを抽出保存し、前年度のデータと比較することにより、残高が著しく増加している滞納者に対しては文書による催告、臨戸訪問するなどの計画を立て、重点的に滞納管理に取り組んでいく。

【6】修繕事務

4. 監査の結果及び意見

(1) 修繕単価契約書に掲載されていない修繕業務について

【意見⑦ P60】

修繕単価契約書に掲載されている緊急修繕・空家修繕の項目は、毎年度、県の建築住宅課が決定し、その項目の内容をもとに入札手続を行って業者を選定している。

今回、緊急修繕・空家修繕が適法かつ効率的に実施されているかを検証するため、取引のサンプルテストを実施した。その中で、修繕単価契約書に掲載されていない項目の修繕が実施されている取引が散見された。この点につき、公社担当者にヒアリングしたところ、「修繕単価契約書に掲載されていない修繕については、業者から実費としてどれくらいかかったかを聞いたうえで、修繕の内容も確かめている」とのことであった。

これに関して、掲載されていないことをもって対価の支払を否定するものではないが、業者から内容を聴取するのみで、関係証憑（業者が実費として請求してきている根拠資料のコピーやPDF等）を徴収しておらず、何をもって確かめているのかが判然としなかった。仮に業者から当該工事とは無関係の実費相当分以外を請求されたとしても、公社でその妥当性を確かめられていなければ、本来、支出すべきではない金額までも支出してしまう可能性があると考えられる。

そのため、修繕単価契約書に掲載されていない項目の修繕が実施された場合には、業者からその修繕に関する証憑を入手し、支出すべき金額の妥当性を公社内部で確かめる必要があると考える。

(2) 検査調書の検査月日の記載について

【意見⑧ P60】

修繕工事が実施された場合は、工事完了後、速やかに県より検査を受けること、と業者との単価契約書に記載がある。

しかし、日高振興局で令和2年3月に作成された修繕工事の検査調書について、複数の異なる工事が記載されており、それぞれ発注月も異なり、工事内容が緊急の修繕で長期間を要しないようなものであるにもかかわらず、検査年月日が令和元年度末近くの同一日となっていた。検査調書は業者への支払のために作成されるものであって、トイレの水漏れ等金額の少額な工事は、業者ごとに1か月分まとめて記載し、作成する場合もあるが、検査調書へ記載する検査日については、工事が完成する都度検査を受け、契約の履行を確かめる必要があるため、本来であれば、年度末近くの同一日とはならないはずである。

完成後直ちに検査を行い、契約の履行を確かめたとしても、検査調書に記載の検査年月日が同日であれば、契約の履行確認のための検査をしていないような誤解を招くおそれがある。

したがって、検査調書には、工事内容ごとに、実際の検査年月日を記載する必要があると考え

和歌山県住宅供給公社に対し修繕単価契約書に掲載されていない項目の修繕を行う場合には、あらかじめ業者から見積りを徴取するよう指導を行い、指導のとおり実施されていることを確認した。

日高振興局に対し、工事完了後直ちに検査を行い、修繕工事ごとに検査調書を作成するよう指導し、指導のとおり作成されていることを確認した。

る。

【7】公有財産管理事務

4. 監査の結果及び意見

(1) 固定資産台帳への登録漏れ

【指摘② P63】

令和元年度に実施された県営住宅に係る工事案件に関して、固定資産台帳への登録状況を確認したところ、以下の4件については、総務省の「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に則ると工作物に該当するものであり、固定資産台帳への登録対象となるものであるが、登録の漏れが認められた。

①糸野団地浄化槽取替工事での合併浄化槽の設置

②港団地駐車場整備工事での駐車場（主に路盤やアスファルト舗装）及び自転車置場の設置

③丹田台団地駐車場整備工事での駐車場（主にアスファルト舗装）及び囲障の設置

④丹田台団地駐車場整備電気設備工事での電灯設備の設置

固定資産台帳への登録が漏れた原因を確認したところ、県営住宅の土地、建物の異動については、県営住宅の所管課室からの「公有財産現況報告書」によって把握していたものの、工作物については「公有財産現況報告書」の対象外となっており、その異動の照会が漏れていたとのことである。

固定資産台帳は、統一的な基準による財務書類の作成に必要な情報を提供するだけでなく、公共施設の老朽化対策として施設管理計画を策定する等の目的のためにも活用されるべきものであり、県が保有する公有財産を適切に資産管理するに欠かせない重要なものであることから、資産管理を適切にならしめるための固定資産台帳のあり方として、必要な情報が漏れなく正しく登録されるように、現在の運用方法を改めるべきである。

(2) 土地台帳及び建物台帳の廃止について

【意見⑨ P64】

建築住宅課では、県営住宅に係る土地台帳及び建物台帳を紙文書で作成しており、県営住宅の土地又は建物について増減がある場合は、台帳に手書きで記録することになる。各台帳の記載項目は以下のとおりである。（以下のとおり略）

土地台帳及び建物台帳は、公有財産である県営住宅に係る財産を適切に管理する目的において欠かせないものである。一方、総務部管財課で取りまとめている「財産に関する調書」と「固定資産台帳」が整備されているが、双方とも電子データによって管理しており、土地台帳及び建物台帳の記載項目を概ね網羅している状況である。そのため、土地台帳及び建物台帳の情報を利用して、県営住宅の土地・建物を管理する実用性はもはや乏しいと考える。

令和2年12月に総務省から「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」が公表され、今後は行政事務においてもデジタル技術やデータ等を活用して効率化・高度化を推進していくことが要請されている。そのよう

令和2年度分より、県営住宅の工作物の異動については毎年度定期的に照会を行い、固定資産台帳への登録漏れがないよう徹底していく。

過去の工事案件については、令和元年度以降に取得したものを遡って調査し、固定資産台帳に登録していく。

紙文書で管理している土地台帳及び建物台帳の廃止並びに管財課で管理している固定資産台帳等の電子データの活用について検討する。

な環境変化を踏まえ、土地台帳及び建物台帳の利活用を考えるならば、紙文書で管理している土地台帳及び建物台帳を廃止するとともに、既に整備されている固定資産台帳等の電子データを利用した管理体制への移行を検討すべきである。

【8】現地視察

4. 監査の結果及び意見

(1) 各団地に共通する事項

① 放置自転車、バイクについて

【意見⑩ P67】

駐輪場に、明らかに使用されていない自転車やナンバープレートが外されたバイクが散見された。これらを放置しておいては、必要な駐輪スペースを確保することができず、居住者の利便性を害するおそれがある。また、いわゆる「割れ窓理論」のように、放置物がさらなる放置物を呼んで、団地の周辺環境を悪化させるおそれもある。

県と自治会が協力して、所有者が特定されないものについては対応が求められる。

② 無断駐車の可能性について

【意見⑪ P67】

未契約であるはずの駐車場区画、駐車場以外の区画に駐車されている車が散見された。車の所有者を確かめられなかったため、一時的な駐車あるいは住人以外の者による駐車の可能性は否定できないが、契約外の車が駐車されている状態を放置すれば、契約して所定の駐車料金を支払っている住民に不公平感が醸成されるおそれがある。また、本来であれば駐車料金を徴収できるにもかかわらず、無断駐車によって収入を得られない状況は県の団地運営にとって損失にほかならない。

駐車料金や駐車に関するトラブルを防ぎ、住民が快適に駐車場を利用するために、未契約の区画への駐車について、管理を実施する県の機関（公社を含む）では、巡回の実施、警告文の貼り付け、警察への通報等の実施を行っている場合もあるが、各機関において実施の程度にばらつきがあるため、定期的・組織的に実施することが求められる。

③ 共有部の不適切な使用について

【意見⑫ P67】

駐輪場などの共有部に、県の使用許可なく、住民もしくは住民以外の者が私的な物品を置いている団地が散見された。住民が私的に利用しているのであれば、住民間の不公平感が醸成されトラブルとなるおそれがあり、住民以外が使用しているのであれば団地周辺環境に悪影響を及ぼすおそれがある。

そうした懸念を顕在化させないために、自治会と県が協力して、共有部を勝手に占有・使用してはならないことなどの共有部の使用ルールについて、住民に周知徹底するとともに、巡回して不正使用に対して警告するなど、共有部の管理を行う必要がある。

④ ごみの収集日の遵守について

【意見⑬ P67】

ごみの収集日以外の日にごみが出されてい

自治会と協力して所有者を特定し、必要に応じて所有者に対して指導する。

和歌山県住宅供給公社及び県営住宅を管理する建設部において、これまで以上に定期的・組織的な巡回を実施することとした。

共用部の使用ルールについて、住民に対して周知を図るとともに、不適切な使用をしている者に対して指導した。

ごみの収集に関するルールについて、住民に対して周

る団地が散見された。ごみの収集について、収集日やごみの種別のルールが遵守されなければ、ルールに従っている住民との間に不公平感が醸成されトラブルとなるおそれ、ひいては住環境の悪化につながるおそれがある。

自治会と県が協力して、改めて住民にルールの周知と遵守を促すべきである。

(3) 丸山団地

①共用設備の費用負担関係について

【意見⑭ P70】

丸山団地では、新宮市営住宅と県営住宅が浄化槽を共同で使用しているが、費用負担を取り決めた協定書が締結されていない。浄化槽のほか、集会場、公園も共用設備であり、それらの修繕費について、集会場は県、公園は新宮市が負担しているものの、これらに関しても費用負担を取り決めた協定書が締結されていない。

共用設備については、今後も維持修繕費用を要することから、県と市の間で協定書を締結して、費用負担関係を明確にすべきである。

(6) 内ノ浦団地

①駐輪場の一部占有について

【指摘③ P74】

2号棟東側の駐輪場にて、入居者のものと思しき私物で駐輪場の一部が占有され、駐輪場としての利用が害されている状況が認められた。使用者を特定し、占有に対して警告するとともに、撤去するよう指導する等の対応が必要である。

②住民が設置した設備について

【意見⑮ P74】

3号棟に、自治会によってインターネット設備のケーブルが設置されていたが、県から使用許可を得たものではなかった。

住民が工事を伴う設備機器を勝手に設置することは認められず、その場合は、自治会を通じて、所有者である県に使用許可を求めることが本来必要である。本設備は、自治会が設置した、団地の住民のための設備であり、住民の利益を害するものではないとはいえ、建物が県の所有物であることを鑑みると、自治会といえども設置する際には県に報告する運用とすることが望ましい。

③駐車場の地面の破損について

【意見⑯ P75】

駐車場の地面のコンクリートが一部破損している状態が認められた。経年劣化によるものと推察され、深い穴が形成されていた。住民が歩行や自転車通行する際、当該破損部分に躓いたりして、重大な事故につながるおそれのないよう、早急に修繕することが望ましい。

(9) 西脇グリーン団地

①遊具の管理について

【意見⑰ P79】

団地の敷地内の遊具の一部に鉄筋がむき出しの状態が認められた。特に、子供がこの遊具で遊んでケガをしたり、不慮の事故につな

知を図った。

なお、意見に係る団地については収集日以外の日にごみが出されていないことを確認した。

新宮市と協議の上、協定書等の文書を締結することにより、費用負担関係を明確にする。

所有者に対して撤去するよう指導した。既に撤去を開始しているため、今後はその経過を定期的に確認する。

当該ケーブルについては、設置者に確認したところ不

使用配線であったため、設置者において撤去を行った。

また、自治会に対して、今後このようなことのないよう、施工の際には県に協議をするよう通知した。

該当箇所について修繕を行った。

該当箇所について修繕を行った。

がったりすることを未然に防ぐためにも、定期的な遊具のメンテナンスを実施し、速やかに必要な修繕を施すことが望ましい。

②団地設備の管理について

【意見⑱ P79】

4号棟の入り口付近の駐車防止柱について、浮石状態になっていることが認められた。子供がこの不安定な状態にある上に乗って遊んだりしてケガをしたり、不慮の事故につながりやすくなることのないよう、早急に浮石の状態を解消することが望ましい。

③共有部の無断使用について

【指摘④ P80】

共有部が放置された私物で一部占有されている状態が認められた。見方によっては不要物が放置されているととれる外観を呈している。この状態を放置しておく、団地住民間のトラブルや周辺環境への悪影響につながりかねない。所有者を特定し、占有に対して警告するとともに、撤去するよう指導する等の対応が必要である。

(11) 和歌山東団地

①集会所の窓の破損について

【指摘⑤ P82】

集会所の窓ガラスにひびが入っており、ガムテープで補強している状態が認められた。地震等の揺れにより破損するおそれや防犯上支障があることから重大な事故や事件につながる前に窓ガラスを取り替える必要がある。また、安全管理の観点からの施設管理のあり方について、自治会と協議し体制を整える必要がある。

②使用していないスペースの有効利用について

【意見⑲ P83】

敷地内に使用していないスペースがあった。駐車場や物置等の共有スペースとして有効利用する検討の余地がある。自治会と今後の活用方針について協議を進めていくことが望ましい。

【9】委託契約事務

4. 監査の結果及び意見

(1) 県営住宅川永団地18号棟昇降機他随意契約の決裁書の誤記について

【指摘⑥ P90】

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときは、随意契約により契約することができる。

また、随意契約をするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をするときは、1人から見積書で足りることとなっている（「和歌山県財務規則の運用について」第109条第1項第13号）。

本件は、入札の結果、不調となったため1者見積りによって随意契約に至ったものであるが、決裁書に記載されている1者見積りの理由では、「和歌山県財務規則の運用について」の第109条第1項第12号によるものと誤記しており、そのまま決裁されていた。

該当箇所について修繕を行った。

所有者に対して撤去するよう指導した。既に撤去を開始しているため、今後はその経過を定期的に確認する。

安全管理の観点から、軽微な破損でも放置しないよう自治会と協議を行い、修繕負担区分の取決めにおいて集会所の窓ガラスの修繕費用は自治会負担であることを確認し、自治会により修繕が行われた。

自治会と協議を行い、管理上の負担が増加することから現状を維持したいとの意向であったため、現状を維持することとした。

関係職員に対して、十分内容を確認して起案するとともに適切な根拠資料を添付するよう指導した。

県で採用されている稟議制度においては、作成された処理案を基礎として組織の意思決定、すなわち決裁がなされるものである。本件においては、随意契約においても例外的な取扱いである1者見積の決裁であるため、誤記のないよう起案され、又は回議の途中で修正された上で、決裁されるべきである。

諸 報

和歌山県収用委員会公示送達

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき書類は、和歌山県県土整備部県土整備政策局用地対策課に保管し、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、令和3年9月25日をもってその書類の送達があったものとみなされる。

令和3年9月3日

和歌山県収用委員会会長 石 倉 誠 也

1 事件名

一般国道42号改築工事（すさみ串本道路）並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事に係る土地収用事件

2 送達すべき書類の名称

令和3年8月27日付け2和収第02180001号「裁決書正本の送達について」

3 送達を受けるべき者

アキコイヅミ 住所不明

濱田賢二 住所不明

貴多勝吉 住所不明